(令和3年10月13日文化芸術振興審議会への諮問書)

3 生涯第 1 1 2 6 号 令和 3 年 1 0 月 1 3 日

京丹後市文化芸術振興審議会 会長 様

京丹後市教育委員会 教育長 松本 明彦

「京丹後市文化芸術振興計画」の策定について(諮問)

上記のことにつきまして、京丹後市文化芸術振興審議会条例(令和3年条例第13号)第 2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

## 1 諮問事項

「京丹後市文化芸術振興計画」の策定について

## 2 諮問理由

京丹後市文化芸術振興条例に基づき、心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的として、京丹後市の文化芸術に関する施策に関し基本事項を定め総合的かつ計画的な推進を図る指針となる「京丹後市文化芸術振興計画」を策定するため。

- 3 「京丹後市文化芸術振興計画」の位置づけについて
- (1) 文化芸術基本法との関係

本計画は 文化芸術基本法第7条の2に基づいて策定するもの。

文化芸術基本法 第7条の2 抜粋

都道府県及び市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その 地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとす る

## (2) 京丹後市総合計画との関係

本計画は、「京丹後市総合計画」を上位計画とし、「京丹後市教育振興計画」に定める 目標達成のための実施計画の一つと定める。

## 4 答申時期

令和4年7月頃